

8月 生きいき教室 日程表

※コロナの状況により中止することがあります。

平良地区	日にち	時間	場所	お問合せ
老福	1(月)、2(火)、8(月)、9(火)、15(月)、16(火)、22(月)、23(火)	10時	平良老人福祉センター	社協 平良支所 ☎72-3193
西原・下崎	3(水)、17(水)、24(水)、31(水)	10時	下崎公民館	
荷川取	4(木)、18(木)、25(木)	10時	荷川取公民館	
狩俣	5(金)、12(金)、19(金)、26(金)	10時	狩俣集落センター	
城辺地区				
城辺	2(火)、9(火)、16(火)、30(火)	10時	社会福祉センター	社協 城辺支所 ☎77-7930
砂川	5(金)、12(金)、19(金)、26(金)	10時		
西城 (西原・吉田・長南・上区)	1(月)、8(月)、22(月)、29(月)	10時		
西城 (長北・長中・西中・比嘉)	3(水)、17(水)、24(水)、31(水)	10時		
福嶺	4(木)、18(木)、25(木)	10時		
下地地区				
洲鎌・棚根 嘉手苜・入江	1(月)、15(月)、22(月)、29(月)	10時	上野老人福祉センター	社協 下地支所 ☎76-2270
川満・来間	2(火)、16(火)、23(火)、30(火)	10時	下地公民館	
上地・高千穂	3(水)、17(水)、24(水)、31(水)	10時		
与那覇	5(金)、12(金)、19(金)、26(金)	10時		
上野地区				
上野	4(木)、18(木)、25(木)	10時	上野老人福祉センター	社協 上野支所 ☎76-2540
伊良部・佐良浜地区				
伊良部・佐良浜	2(火)、9(火)、16(火)、23(火)	10時	伊良部老人福祉センター	社協 伊良部支所 ☎78-5973
池間地区				
池間	6(土)、13(土)、20(土)、27(土)	14時	池間島離島振興総合センター	きゅーぬふから舎 ☎75-2870

パツガツマ

8月の博物館



夏休みは博物館へ！！

夏休み期間中、高校生以下は無料です。わたしたちの住む宮古について遊んで学べる博物館へGOGO！

博物館ミニ展示「ホソバフジボグサ展」開催！

展示期間 7月22日(金)～8月31日(水)

日本国内で見られるのは宮古島だけ！
希少な植物を博物館で観察しよう。

「ベニエリルリゴキブリ」再び公開！！

展示期間 8月2日(火)～8月31日(水)

好評だったベニエリルリゴキブリを
再び公開します！



漁業権対象種の水産動植物を採捕しないで下さい

宮古島市では、共同漁業権(第22号)により、県の免許を受けた漁業協同組合(漁協)の組合員以外、原則として下記の水産動植物を採捕することができません。

組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条により、漁業権侵害で告訴され、100万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

※原則として漁業協同組合員以外の採捕はできません。

海藻類	水産動物	貝類
ヒトエグサ(あーさ) モズク(すぬい) クビレツタ(んきやふ・海ぶどう) キリンサイ(うる・うるう)	ウニ類(かずさ・かずつあ) シラヒゲウニなど イセエビ類(さずい) ゴシキエビなど ナマコ類(ふうつきずい) 全種類 タコ類(たく) シマダコなど	シャコ貝類(にごう) ヒメジャコなど サラサバテイ(たかせがい) ヤコウガイ(やこうがい) マガキガイ(ていらじゃ) サザエ類(んな・びしんな) チョウセンサザエなど

※上記の動植物の他に水産資源の保護のため、沖縄県漁業調整規則において採捕が禁止されている動物(造礁サンゴ類、ウミガメ類(卵を含む)など)採捕禁止期間や体長サイズ(殻長や体長など)が設定されている水産動物があり、漁業協同組合員であっても罰則の対象となります。

(漁業協同組合員が採捕する際には、知事許可や漁業調整委員会の承認が必要)

サンゴ類を販売目的で採捕することは禁止されており、違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

詳しくは、沖縄県農林水産課ホームページをご覧ください。また沖縄県宮古農林水産振興センター・宮古島海上保安部・宮古島市水産課・各地域の漁業協同組合にお問い合わせ下さい。

問 沖縄県宮古農林水産振興センター ☎72-2365 水産課 ☎74-2212

「ミカンコミバエ」の侵入防止対策にご協力をお願いします

ミカンコミバエは、マンゴーやアセロラ等の果物や果菜類に寄生する大害虫で、かつて沖縄県でも生息していましたが、1986年に県全域から根絶しました。しかし、根絶した後も、海外から風等による再侵入のリスクにさらされています。

県では、ミカンコミバエの再定着に備え、誘殺板(ミバエを誘引する薬剤と少量の殺虫剤を染み込ませたもの)を県全域の街路樹等に取り付け、防除を実践しています。

また、侵入警戒調査として、家庭菜園等で栽培されているマンゴー等奇珍植物調査を、国・県・市町村・JAおきなわ等関係機関と連携して実施しています。調査及び防除へのご理解・ご協力をお願いします。

幼虫	防除資材(誘殺板) ※直接触れないで下さい
成虫	

マンゴー	グアバを食害する幼虫

●被害果物

卵からかえった幼虫(ウジ虫)が果実類(カンキツ・マンゴー・パパイヤなど)や果菜類(トマト・ピーマン等)を食害します！

侵入防止対策

- 施設(ビニールハウス・選果場等)は、防虫ネットを設置する。
- 被覆ビニールやネットの破れは完全にふさぐ。
- 出入口は二重カーテン等を設置し、出入り以外は必ず閉める。
- 果実残渣等は、ビニール袋に入れ処分し、放置しない。
- ハウス内の果実は果実袋で包む。
- 収穫果実は袋に入れたままだ、防虫ネット等で覆って選果場まで運ぶ。

問 病害虫防除技術センター ☎098-886-3880 農政課 ☎79-7813
営農支援課 ☎098-866-2280 農業普及センター ☎0980-72-3149